

○農林水産省令第二十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

令和元年七月三十一日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

農林水産大臣 吉川 貴盛

別表二（第九條関係）				改 正 後
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	
一 （略）		アキー、アボカド（付表第六十、第六十四及び第七十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようぎくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴ	（略）	
別表二（第九條関係）				改 正 前
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	
一 （略）		アキー、アボカド（付表第六十及び第六十四に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようぎくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属	（略）	

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

二〇十七 (略)	
(略)	ウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実
(略)	

二〇十七 (略)	
(略)	植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実
(略)	

付表

一〇六十九 (略)

七十 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

付表

一〇六十九 (略) (新設)